

道路交通法

※主に自転車に関する部分を抜粋したものです。

(目的)

第1条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 道路 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項〔道路の定義〕に規定する道路、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項〔自動車の定義〕に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

二 歩道 歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。

三 車道 車両の通行の用に供するため縁石線若しくは柵その他これに類する工作物又は道路標示によつて区画された道路の部分をいう。

三の三 自転車道 自転車の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によつて区画された車道部分をいう。

三の四 路側帯 歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう。

四 横断歩道 道路標識又は道路標示(以下「道路標識等」という。)により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。

四の二 自転車横断帯 道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。

五 交差点 十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路(歩道と車道の区別のある道路においては、車道)の交わる部分をいう。

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車を除く。)であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの(人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。)をいう。

(信号機の信号等に従う義務)

第7条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等(前条第1項後段の場合においては、当該手信号等)に従わなければならない。

(罰則 第119条第1項第2号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕、同条第3項〔10万円以下の罰金〕、第121条第1項第1号〔2万円以下の罰金又は科料〕)

(通行の禁止等)

第8条 歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

(罰則 第1項については第119条第1項第2号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕)

(軽車両の路側帯通行)

第17条の2 軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯(軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。)を通行することができる。

2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

(罰則 第2項については第121条第1項第6号〔2万円以下の罰金又は科料〕)

(左側寄り通行等)

第18条 車両(トロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第25条第2項〔道路外に出る場合の右折の方法〕若しくは第34条第2項〔右折の方法〕若しくは第4項〔一方通行となっている道路における右折の方法〕の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車両は、前項の規定により歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

(罰則 第2項については第119条第1項第6号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕)

(軽車両の並進の禁止)

第19条 軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

(罰則 第121条第1項第6号〔2万円以下の罰金又は科料〕)

(踏切の通過)

第33条 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。

2 車両等は、踏切を通過しようとする場合において、踏切の遮〔しや〕断機が閉じようとし、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切に入つてはならない。

3 車両等の運転者は、故障その他の理由により踏切において当該車両等を運転することができなくなつたときは、直ちに非常信号を行なう等踏切に故障その他の理由により停止している車両等があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとともに、当該車両等を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則 第1項及び第2項については第119条第1項第5号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕、同条第3項〔10万円以下の罰金〕)

(左折又は右折)

第34条

3 軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。

6 左折又は右折しようとする車両が、前各項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に變更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の變更を妨げてはならない。

(罰則 第1項から第5項までについては第121条第1項第6号〔2万円以下の罰金又は科料〕 第6項については第120条第1項第2号〔5万円以下の罰金〕)

(交差点における他の車両等との関係等)

第36条 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、次項の規定が適用される場合を除き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる車両等の進行妨害をしてはならない。

一 車両である場合 その通行している道路と交差する道路（以下「交差道路」という。）を左方から進行してくる車両及び交差道路を通行する路面電車

二 路面電車である場合 交差道路を左方から進行してくる路面電車

2 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、その通行している道路が優先道路（道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該交差点において当該道路における車両の通行を規制する道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路をいう。以下同じ。）である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行してい

る道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

- 3 車両等（優先道路を通行している車両等を除く。）は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。
- 4 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

（罰則 第1項については第120条第1項第2号〔5万円以下の罰金〕 第2項から第4項までについては第119条第1項第6号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕）

（横断歩道等における歩行者等の優先）

第38条 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯（以下この条において「横断歩道等」という。）に接近する場合には、当該横断歩道等を通る際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車（以下この条において「歩行者等」という。）がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

- 2 車両等は、横断歩道等（当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道等による歩行者等の横断が禁止されているものを除く。次項において同じ。）又はその手前の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。
- 3 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に30メートル以内の道路の部分においては、第30条〔追い越しを禁止する場所〕第3号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等（軽車両を除く。）の側方を通過してその前方に出てはならない。

（罰則 第119条第1項第5号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕、同条第3項〔10万円以下の罰金〕）

（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）

第38条の2 車両等は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

（罰則 第119条第1項第6号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕）

(徐行すべき場所)

第42条 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

- 一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき（当該交差点において交通整理が行なわれている場合及び優先道路を通行している場合を除く。）。
- 二 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾（こう）配の急な下り坂を通行するとき。
（罰則 第119条第1項第2号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕、同条第2項〔10万円以下の罰金〕）

(指定場所における一時停止)

第43条 車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項〔交差点における他の車両の進行妨害〕の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

（罰則 第119条第1項第5号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕、同条第3項〔10万円以下の罰金〕）

(車両等の灯火)

第52条 車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条及び第63条の9第2項において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

（罰則 第1項については第120条第1項第5号〔5万円以下の罰金〕、同条3項〔5万円以下の罰金〕）

(警音器の使用等)

第54条 車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

- 一 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。
- 二 山岳部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

- 2 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

(罰則 第1項については第120条第1項第6号〔5万円以下の罰金〕、同条第3項〔5万円以下の罰金〕 第2項については第117条の2第1項第4号〔5年以下の懲役又は100万円以下の罰金〕、第117条の2の2第1項第8号ト〔3年以下の懲役又は50万円以下の罰金〕、第121条第1項第7号〔2万円以下の罰金又は科料〕)

(乗車又は積載の方法)

第55条 車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、又は、乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、もっぱら貨物を運搬する構造の自動車（以下次条及び第57条〔乗車又は積載の制限等〕において「貨物自動車」という。）で貨物を積載しているものにあつては、当該貨物を看守するため必要な最低限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

- 2 車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後者鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

- 3 車両に乗車する者は、当該車両の運転者が前2項の規定に違反することとなるような方法で乗車をしてはならない。

(罰則 第1項及び第2項については第120条第2項第1号〔5万円以下の罰金〕、第123条〔罰金又は科料刑〕 第3項については第121条第1項第7号〔2万円以下の罰金又は科料〕)

(乗車又は積載の制限等)

第57条

- 2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

(整備不良車両の運転の禁止)

第62条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章〔道路運送車両の保安基準〕若しくはこれに基づく命令の規定（道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第114条第2項〔道路運送車両法の適用除外〕の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。）又は軌道法第14条〔軌道の建設、運輸、運転等に関する規定の命令委任〕若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生

じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第1項及び第71条の4の2第2項第1号において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

（罰則 第119条第2項第2号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕、同条第3項〔10万円以下の罰金〕、第120条第1項第7号〔5万円以下の罰金〕、同条第3項〔5万円以下の罰金〕、第123条〔罰金刑又は科料刑〕）

（自転車道の通行区分）

第63条の3 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽〔けん〕引していないもの（以下この節において「普通自転車」という。）は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

（罰則 第121条第1項第6号〔2万円以下の罰金又は科料〕）

（普通自転車の歩道通行）

第63条の4 普通自転車は、次に掲げるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- 一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。
- 二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（罰則 第2項については第121条第1項第6号〔2万円以下の罰金又は科料〕）

（普通自転車の並進）

第63条の5 普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が3台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

(自転車の横断の方法)

第63条の6 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によつて道路を横断しなければならない。

(交差点における自転車の通行方法)

第63条の7 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第17条第4項、第34条第1項及び第3項並びに第35条の2の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

2 普通自転車は、交差点又はその手前の直近において、当該交差点への進入の禁止を表示する道路標示があるときは、当該道路標示を越えて当該交差点に入つてはならない。

(自転車の通行方法の指示)

第63条の8 警察官等は、第63条の6若しくは前条第1項の規定に違反して通行している自転車の運転者に対し、これらの規定に定める通行方法により当該自転車を通行させ、又は同条第2項の規定に違反して通行している普通自転車の運転者に対し、当該普通自転車を歩道により通行させるべきことを指示することができる。

(罰則 第121条第1項第5号〔2万円以下の罰金又は科料〕)

(自転車の制動装置等)

第63条の9 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

2 自転車の運転者は、夜間(第52条第1項後段の場合を含む。)、内閣府令で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車を運転してはならない。ただし、第52条第1項前段の規定により尾灯をつけている場合は、この限りでない。

(罰則 第1項については第120条第1項第7号〔5万円以下の罰金〕、同条第3項〔5万円以下の罰金〕)

(自転車の検査等)

第63条の10 警察官は、前条第1項の内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危機を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車が運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査をすることができる。

2 前項の場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を予防し、その他交通の安全を図るため必要な整備をすることができないと認められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第63条の11 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(交通事故の場合の措置)

第72条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員（以下この節において「運転者等」という。）は、直ちに車両等の運転を中止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

(罰則 第1項前段については第117条第1項〔5年以下の懲役又は50万円以下の罰金〕、同条第2項〔十年以下の懲役又は100万円以下の罰金〕、第117条の5第1号〔1年以下の懲役又は十万円以下の罰金〕 第1項後段については、第119条第1項第17号〔3月以下の懲役又は5万円以下の罰金〕)

東京都公安委員会規則

東京都道路交通規則

東京都公安委員会規則（昭和46年11月30日東京都公委委員会規則第9号。以下「都規則」という。）のうち、主に自転車に係るものを抜粋したものです。

第2章 運転者の遵守事項等

(運転者の遵守事項)

第8条 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前方にある車両が歩行者を横断させるため停止しているときは、その後方にある車両は、一時停止し、又は徐行して、その歩行者を安全に横断させること。
- (3) 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。

- (4) 高音でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオを聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。
- (8) 警音器の整備されていない自転車を運転しないこと。
- (9) またがり式の乗車装置に人を乗車させる場合は、前向きにまたがらせること。
- (10) どろ土の路外から舗装された道路に入る場合は、車両に付着したどろ土を路面に落とさないための確認をし、かつ、その措置をとること。

(軽車両の灯火)

第9条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両（牛馬を除く。以下この条において同じ。）がつけなければならない灯火は、次に掲げるものとする。

- (1) 白色又は淡黄色で、夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する前照灯
 - (2) 赤色で、夜間、後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有する尾灯
- 3 自転車等が、法第63条の9第2項本文に定める反射器材（後面の幅が0.5メートル以上の自転車にあつては、両側にそれぞれ1個以上）を備え付けているときは、第1項の規定にかかわらず、尾灯をつけることを要しない。

(軽車両の乗車又は積載の制限)

第10条 法第57条第2項の規定により、軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量等の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして運転してはならない。

- (1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。
 - ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (イ) 16歳以上の運転者が幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人を乗車させるとき。
 - (ロ) 16歳以上の運転者が幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗車させるとき。
 - (ハ) タンデム車（2以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた二輪の自転車をいう。）に、運転者以外の者1人を乗車させるとき。
 - (ニ) 三輪の自転車（2以上の幼児用座席を設けているものを除く。）に、その乗車装置に応じた人員までを乗車させるとき。
 - イ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させ

ないこと。

ウ 16歳以上の運転者が幼児（6歳未満の者をいう。）1人を子守バンド等で確実に背負っている場合の当該幼児は、ア（イ）及びウに該当する場合を除く。）及びイの規定の適用については、当該16歳以上の運転者の一部とみなす。

(2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。

ア 積載装置を備える自転車にあつては30キログラムを、リヤカーをけん引する場合におけるそのけん引されるリヤカーについては120キログラムを、それぞれこえないこと。

(3) 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次の長さ、幅又は高さをこえないこととする。

ア 長さ 自転車にあつてはその積載装置の長さに0.3メートルを、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さに0.6メートルを、それぞれ加えたもの

イ 幅 積載装置又は乗車装置の幅に0.3メートルを加えたもの

ウ 高さ 牛馬車にあつては3メートルから、牛馬車以外の軽車両にあつては2メートルから、それぞれの積載をする場所の高さを減じたもの

(4) 積載の方法は、次のとおりとする。

ア 前後 積載装置（牛馬車にあつては乗車装置を含む。）から前後に最もはみ出した部分の合計が、自転車にあつては0.3メートルを、牛馬車にあつては0.6メートルを、それぞれこえないこと。

イ 左右 自転車にあつてはその積載装置から、自転車以外の軽車両にあつてはその乗車装置又は積載装置から、それぞれ0.15メートルをこえてはみ出さないこと。

（自動車以外の車両のけん引制限）

第11条 法第60条の規定により、自動車以外の車両（トロリーバスを除く。）の運転者は、交通の頻繁な道路においては、他の車両をけん引してはならない。ただし、けん引するための装置（堅ろうで運行に十分耐えるものに限る。）を有する原動機付自転車又は自転車により、けん引されるための装置（堅ろうで運行に十分耐えるものに限る。）を有するリヤカー1台をけん引するときは、この限りでない。